

電子帳簿保存法が改正されました

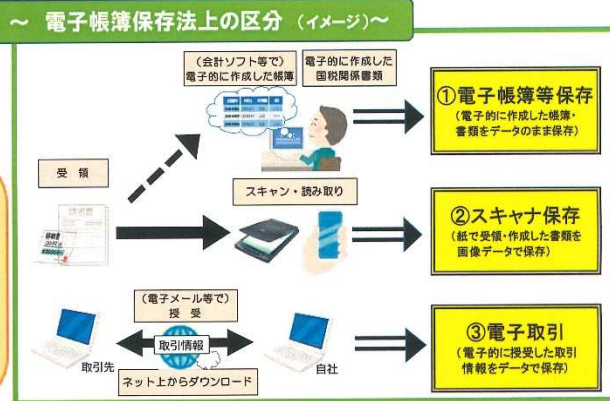
R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行なわれました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。



TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2021/11月号

メール受領した領収書は打ち出しても不可に

電子帳簿保存法の改正

今月は経理業界では影響の大きい電子帳簿保存法の改正について解説します。

電子帳簿保存法とは、その名の通り会社や個人事業主の経理において、**原則紙での保存が義務付けられている請求書や領収書などの帳簿書類をPDF等のデータ保存でOKとする法律**です。この時点で古臭い規則だなどと思いますが、経理や税務の世界はまだこんなものです。それでも徐々にIT化が進んできておりその中の一つの改正として2022年1月から施行となります。

内容としては上図のとおり、**請求書等をスキャナーでPDFにして保存したり、スマホで写真を撮ってそのデータを保存したりすることでOK**になります。しかし、**実務上最大の注意点が2つ**あります。それは①メール等で受領する請求書、領収書は**必ずデータで保存（打ち出した紙やその紙をPDFで保存するのは不可）**②PDF等で保存する際に**改ざん防止措置が必要**という点です。

今後はクラウド保存か

まず①について、**メールで来た請求書等（Amazonでの購入等）**を打ち出して保存するのが不可ということであれば、**そのメールやデータそのものを保存する必要**があり、大型の自社サーバーか外部クラウドが必須ということになります。そして、②**改ざん防止措置とは、国推奨のタイムスタンプという謎の有料サービスを使うか、データの削除等を行った場合にそれが必ず把握できるシステム（要はクラウド）で保存する等**が求められます。

したがって、一般的な中小企業や個人事業主において両方の要件を備えるためには、今後はドロップボックスなどのクラウドストレージサービスを利用してデータの保存を行っていくことになるでしょう。なお、これはあくまで法人税や所得税に関する規定で、インボイス制度が始まる消費税の仕入税額控除については打ち出した紙での保存が認められます。でも消費税だけOKだとしても無意味では…(笑)

今月のコメント

私は車を持っていないのでカーシェアを多用しているのですが、先日近くのカーシェアに導入された電気自動車に乗る機会がありました。初めての電気自動車でしたので多少不安もありましたが予想以上に快適でした。まず大きなコンセンで充電しますのでそれを外して乗るというのも新鮮で、その後エンジンを掛ける訳ですが、電気なのでエンジンはなく電化製品の電源を入れる感じで音や振動がほとんどありません。乗車中も音や振動がなく快適で、心配していた運転も普通の車と大差はありませんでした。自動車業界は100年に一度と言われる大変革期だそうです。近い将来すべての車が環境に良い電気自動車になる日も近いかもしれませんね。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp

東栄税理士法人